

別紙

検査4において抽出された物件において確認された構造審査上の重大な問題点（追加）

機関名		(株) 確認検査機構アネックス	
指定者		近畿地方整備局長	
立入検査日		平成 17 年 12 月 14 日 (水)	
物件 概要	所在地	大阪府	
	用途	共同住宅	
	施工状況	工事中	
問題点		<p>・構造計算書における断面計算用の断面リストの内容と構造設計図が合致していないにもかかわらず、指摘を行わずに確認を行っていた。</p> <p>(断面計算用の断面リスト：一部の柱の主筋 8本、構造設計図：7本 等)</p>	
主な対応状況	H18.1.16 1.17	<p>■指定確認検査機関から近畿地方整備局に対し以下の報告があった。</p> <p>・構造計算書における断面計算用の断面リストの内容と構造設計図が合致していないにもかかわらず、確認を行った物件があった。</p> <p>・設計者に確認したところ、建築確認申請時に構造計算の途中のものを混同して添付したとの説明があった。</p> <p>■近畿地方整備局から、建築基準法への適合性について速やかに確認を行うよう指定確認検査機関に対して指示。</p>	
	H18.1.18	<p>■指定確認検査機関が、錯誤の修正等を内容とする変更確認申請（最新の設計図面、構造計算書を添付）を設計者から受理。</p>	
	H18.1.25	<p>■指定確認検査機関が建築基準法への適合性についてあらかじめ審査を行い、確認済証を交付したことについて近畿地方整備局に報告。</p>	
措置済み			